

2018年度
剰余金割戻のお知らせ

公 告

第47回通常総代会において、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の決算が確定し、剰余金処分が決定しました。剰余金割戻について下記の通りご報告いたします。

2019年6月13日
市民生活協同組合ならコープ
理事長 中野 素子

1. 剰余金割戻の取扱について

- 1) 剰余金の割戻を受けることのできる組合員は、2018年度末現在の組合員で、かつ総代会当日に在籍している組合員です。
- 2) 出資額に応ずる割戻(出資配当)は、2018年度末の出資金残高を対象に計算します。年度途中の増資は日割り計算します。
- 3) 割戻の額及び払戻手続などは、7月上旬から共同購入(班)・こまどり便(商品宅配便)をご利用の皆様は、配達時に「請求明細書兼商品お届け表」に同封してお届けし、その他の皆様には郵送にてお届けいたします。

2. 2018年度 剰余金割戻

1) 利用分量割戻

無店舗事業、店舗事業ともに年間利用高(税抜)の0.1%でおこないます。なおCO・OP共済はコープ共済連からの割戻となります。詳しくは9月上旬にコープ共済連から郵送いたします。

2) 出資配当

配当率 年0.20%(税引後0.15%)
(源泉所得税及び復興特別所得税
20.42%が課税されます)

3. 剰余金割戻の請求方法

- 1) 出資額に応ずる割戻(出資配当金)、利用分量割戻、出資預り金は7月31日をもって合計し1,000円以上の場合は出資金に振り替え、1,000円未満は出資預り金としてお預かりいたします。
- 2) 出資配当金と利用分量割戻と出資預り金の合計額を払戻される場合は手続が必要です。
受付期間: 7月1日～7月31日
受付窓口: 配達担当職員または
店舗サービスコーナー
振込日: 8月15日